

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 5 年度第 2 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会</p> <p style="text-align: center;">議事録</p>						
日 時	令和 6 年 1 月 1 6 日 (火)		開会	午後	1 時 3 0 分	
			閉会	午後	2 時 4 5 分	
場 所	市民総合体育館 会議室					
出席者	参加者	藤井	関本	桶田	出谷	小寺
		○	○	×	×	○
		渋谷	小林			
		×	○			
事務局	【協働推進課】佐々木課長・田中副課長・松島主任					
公開・非公開	公開 (傍聴者なし)					
懇談事項	(仮称) 富士見市犯罪被害者等支援条例について					
議 事 内 容						
<p>(仮称) 富士見市犯罪被害者等支援条例について、事務局より説明を行い、参加者へ意見を求めた。参加者からの意見については以下のとおり。</p> <p>(事務局) 前回の懇談会でご説明させていただいた内容からさらに、細かく制定させて頂いたが如何か。</p> <p>(参加者) 前回の条例案より、厚みを持った内容であり良い内容である。</p> <p>(参加者) 富士見市独自の条文部分はあるか。</p> <p>(事務局) 「目的」のところである。「犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現」と犯罪被害者の方が平穏な生活に戻るところに重点を置いている。富士見市では、すでに「安全安心なまちづくり防犯条例」が制定されており、こちらの条例は「防犯」の観点で制定されており、整合性を勘案した。犯罪はどうしても起きてしまう。犯罪被害者等が再び平穏な生活に戻る状態に対して支援を行うことで犯罪被害者等を含めた誰もが安全安心に生活できるまちが実現できるということを明記した。この部分が富士見市独自の部分である。</p> <p>(事務局) 過去、社会福祉協議会で犯罪被害者であるとの相談を受けた事例はあるか。</p>						

- (参加者) 生活困窮で相談に来た方の原因が犯罪被害であったというケースがあったかと記憶する。誹謗中傷等の二次的被害で就労しても定着できず、困窮に至ったという内容であったかと思う。
- (事務局) 現在の市の各制度や支援について、犯罪被害者等として個別に支援を行うとなると、法令面で難しいことや条例の整備などを行う必要があるため、現状の制度や対応に変更はなく、各制度で適切に対応をする。
- (参加者) 見舞金についてだが、国外で犯罪を受けた場合、見舞金は除外されることとなると思うが、含められないのか。
- (事務局) 規則について検討が必要である。
- (参加者) 各自治体で犯罪被害者等支援条例が定められているとのことだが他市町村で犯罪に遭い転入してきた場合、当市での対応はどのようになるか。
- (事務局) 相談について受付することができる。ただし見舞金は対象外となる。
- (参加者) 国が犯罪被害者である証明書のようなものを発行し、自治体に持参すれば、統一的な対応を受けられるといった仕組みがあるとよい。
- (事務局) 対応は難しいと考える。自治体間や警察といった関係機関での情報連携を行い対応していく。
- (参加者) 犯罪に他市で遭い、居住は富士見市の場合、二重で見舞金を受けることができるのか。
- (事務局) 住民以外に給付する自治体は確認がない。
- (参加者) 見舞金の支給の制限で暴力団員やかつて暴力団員だった場合は支給の対象外だが、その他の事情等から判断し、支給しないことが適当と判断した場合とあるが暴力団員以外もあるのか。
- (事務局) 暴力団員の判断が難しい場合、例えば半グレ等が想定される。
- (参加者) 申請書に「私は暴力団員ではない」等のチェック項目を設け、虚偽の申告であった場合、見舞金を返金させることは考えているのか。
- (事務局) 申請用紙については検討中であり、他市の状況を見て検討していく。
- (参加者) (公社) 埼玉犯罪被害者援助センターはどのようなものか。
- (事務局) 埼玉県公安委員会が認可している民間支援団体であり、各都道府県に設置されている。
- (参加者) (公社) 埼玉犯罪被害者援助センターに相談するケースはあるのか。
- (事務局) ある。センターは相談業務を主として担い、裁判所や警察への同行支援なども行っている。
- (参加者) 見舞金の給付内容はふじみ野市と三芳町と同様なのか。
- (事務局) 三芳町は重傷病見舞金について独自の規定を設けている。ふじみ野市については同等である。また「ふじみ野市の遺族見舞金については国内居住者に支給となっている。
- (参加者) 遺族の方が外国籍の方でもいいのか。
- (事務局) あくまで市民であれば外国籍でも支給は行う。

以上